

## 「次世代育成支援対策推進法」に基づく法人行動計画

当法人では、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように目標を定め取り組みます。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日

2. 目 標
- ・妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のため業務内容や業務体制の見直し、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ制度に取り組みます。
  - ・男性の子育て目的の休暇の取得促進に取り組みます。
  - ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知に取り組みます。
  - ・所定外労働時間の削減に向け、現状を調査・把握し働きやすい職場環境の実現に取り組みます。

3. 目標を達成するための対策と実施期間

- ・施設の運営会議における検討及び各職場会議（ミーティング）で周知取り組みます。
- ・職場の掲示場への利用概要の掲出による周知に取り組みます。
- ・平成30年4月以降